

### 1 化学物質の適正管理・適正利用の推進

#### (1) P R T Rについて

##### ① P R T R制度(Pollutant Release and Transfer Register)

化学物質は、私たちの生活を豊かにし、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっており、その種類は数万種類といわれています。その一方で、これらを用いた製品やその原材料の製造から廃棄までの間にさまざまな化学物質が大気や水、土壌といった環境へ排出されており、その中には人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすものもあります。そこで、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか(排出量)、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたか(移動量)というデータを把握し、集計し、公表する仕組みであるP R T R制度が設けられました。

この制度により、住民や行政は、化学物質の排出に関するより詳しい情報を入手することができるようになりました。また、事業者は、毎年どのような化学物質がどれだけ環境中に排出されているかを把握でき、化学物質の自主的な管理の改善が期待されるようになりました。

P R T Rの対象物質は、研究、調査等によって新たに判明した環境リスク等に対応するため、2023年度から462物質から515物質に変更されています。

##### ② 結果

佐賀県における令和5年度分の届出件数は283件で、届出排出量は約1,722トン、移動量は約1,794トン、排出量・移動量の合計は約3,516トンでした。(表2-2-67参照)届出があったのは、対象の515物質のうち148物質でした。

排出量・移動量の合計は令和4年度分(排出量約1,433トン、移動量約1,118トン、合計約2,551トン)より約965トン増加しました。

また、届出外の推計排出量は約1,853トンであり、令和4年度分の約1,643トンよりやや増加しました。届出、届出外の合計排出量は約3,575トンで、全国の約1.1%でした。(表2-2-68参照)

届出があった事業所のうち、業種別排出量・移動量の合計が最も多かったのは、電気機械器具製造業でした。(表2-2-69、図2-2-55参照)

物質別届出排出量・移動量の合計が多かったのは、トルエン、次いで炭化けい素でした。(表2-2-70、図2-2-56参照)トルエンは主に塗料、樹脂等の溶剤として、炭化けい素は耐火物の原料や研磨剤などに多く用いられています。

表 2-2-67 届出排出量・移動量（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

（単位：トン/年）

	届出事業 所数	排出量					移動量			排出・移動 量合計
		大気	水域	土壌	埋立	計	廃棄物	下水道	計	
佐賀県	283	1,666	56	0	0	1,722	1,792	2	1,794	3,516
全国	32,502	117,169	12,431	26	7,250	136,877	263,986	1,803	265,789	402,666

（注）各数値は四捨五入しているため、合計が各数値の和と合わない場合があります。

表 2-2-68 届出排出量及び届出外（推計）排出量<sup>※1</sup>（令和 5 年度）資料：有明海再生・環境課

（単位：トン/年）

	届出排出量	届出外排出量					合計
		対象業種	非対象業種	家庭	移動体 <sup>※2</sup>	小計	
佐賀県	1,722	254	610	354	635	1,853	3,575
全国	136,877	43,003	70,426	33,661	55,259	202,349	340,632

（注）各数値は四捨五入しているため、合計が各数値の和と合わない場合があります。

※1 届出外（推計）排出量とは、届出対象業種に属する事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量の要件を満たさないため、届出対象とならないもの。

※2 自動車、船舶、鉄道車両等。

表 2-2-69、図 2-2-55 佐賀県における届出排出量・移動量合計上位業種（令和 5 年度）

資料：有明海再生・環境課

（単位：トン/年）

業種名	排出量・移動量 合計	全体に対する割合 (%)
電気機械器具製造業	981	28
船舶製造業・修理業、船用機関	914	26
ゴム製品製造業	489	14
化学工業	374	11
金属製品製造業	206	6

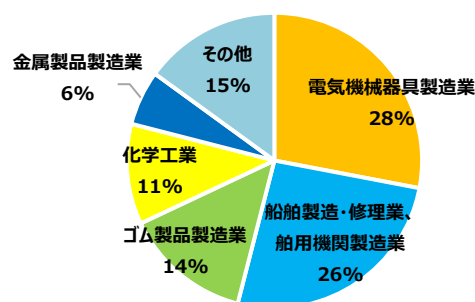


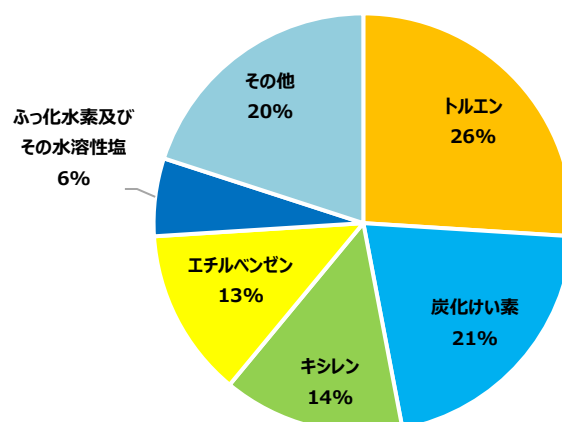
表 2-2-70、図 2-2-56 佐賀県における届出対象物質の届出排出量・移動量上位物質

(令和年 5 年度)

資料：有明海再生・環境課

(単位:トン/年)

	移動量・排出量合計	全体に対する割合(%)
トルエン	897	26
炭化けい素	753	21
キシレン	501	14
エチルベンゼン	449	13
ふっ化水素及びその水溶性塩	194	6



(2) ダイオキシン類

① ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による環境汚染について、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水質、水底の底質及び土壌についての環境基準が、表 2-2-71 のとおり定められています。

表 2-2-71 ダイオキシン類に係る環境基準

資料：有明海再生・環境課

媒体	基準値	備考
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	環境基準値は年間平均値とする。
水質	1 pg-TEQ/L 以下	環境基準値は年間平均値とする。
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

- (注) ・ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をダイオキシン類といいます。
- ・pg (ピコグラム) とは 1 兆分の 1 g のことです。
  - ・TEQ とは、毒性等量といわれるもので、各ダイオキシンの濃度を毒性等価係数を用い、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。

## ② 常時監視結果

令和6年度は、県及び国土交通省において、県内の大気、水質、底質及び土壌のダイオキシン類を県内10地点で調査しました。

結果は次表のとおりであり、次の1地点（水質、河川）で環境基準<sup>注1)</sup>を達成しませんでした。直ちに人の健康に影響を与えるものではありませんでした。

- ・環境基準を達成しなかった地点：新直代橋（井柳川）の水質

表 2-2-72 令和6年度ダイオキシン類調査結果

資料：有明海再生・環境課

### i. 大気

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

調査地点名 (大気環境測定局設置地点名)	調査実施者	調査結果			環境基準
		7月	1月	平均	
佐賀局（佐賀市高木町）	佐賀県	0.0051	0.035	0.020	0.6以下

### ii. 水質及び底質

#### ○河川

単位：pg-TEQ/L（水質）、pg-TEQ/g（底質）

調査地点名 (水域名)	調査実施者	水質		底質	
		調査結果	環境基準	調査結果	環境基準
瀬の下（筑後川）	国土交通省	0.10	1以下	2.1	150以下
官人橋（嘉瀬川）		0.082		0.22	
潮見橋（六角川）		0.13		3.3	
久里橋（松浦川）		0.20		9.9	
新直代橋（井柳川）	佐賀県	1.2（*）	1以下	2.6	150以下
協和橋（城原川）		0.086		0.13	
神野上水取水口 (多布施川)		0.11		2.4	

\* 環境基準未達成

#### ○海域

単位：pg-TEQ/L（水質）、pg-TEQ/g（底質）

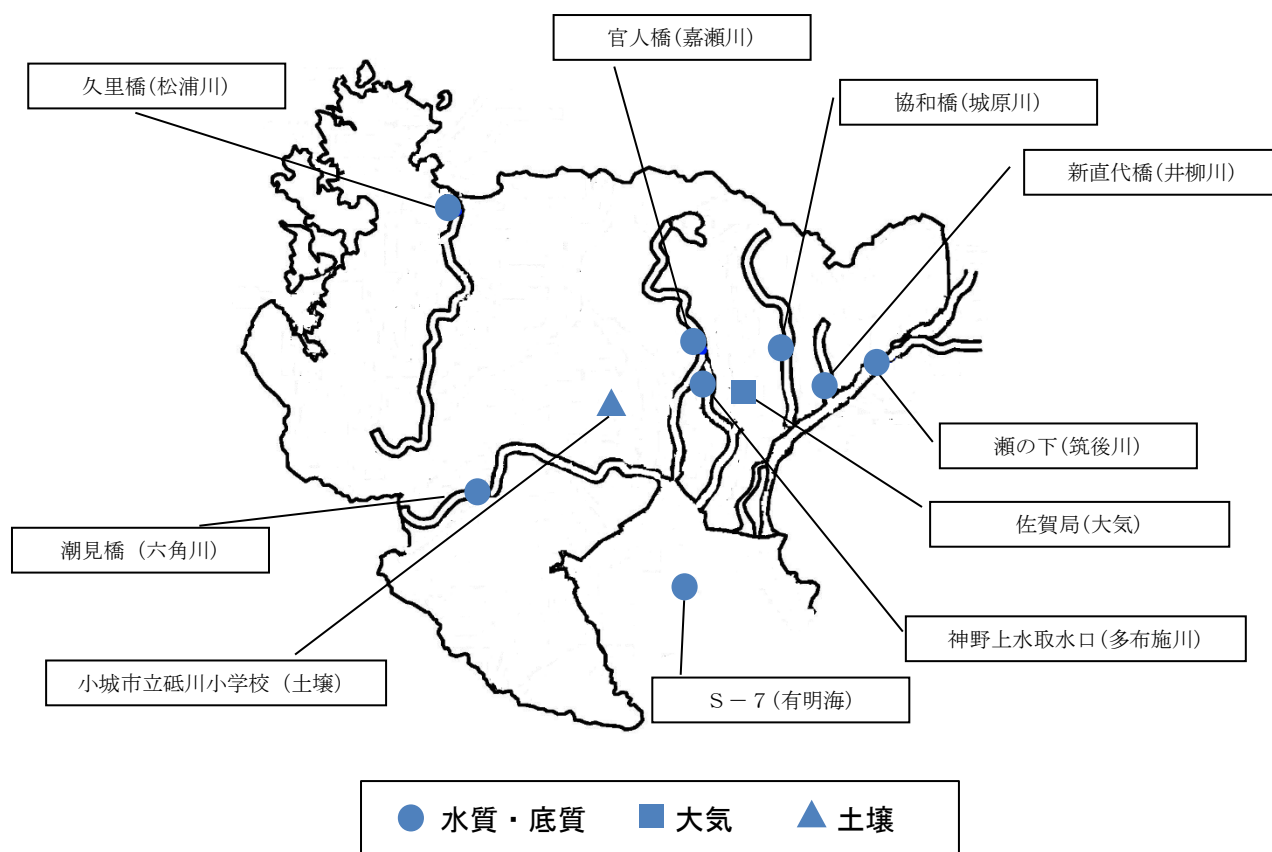
調査地点名 (海域名)	調査実施者	水質		底質	
		調査結果	環境基準	調査結果	環境基準
S-7（有明海）	佐賀県	0.075	1以下	13	150以下

iii. 土壌

単位：pg-TEQ/g

調査地点名 (市町名)	調査実施者	調査結果	環境基準
小城市立砥川小学校 (小城市)	佐賀県	0.15	1,000 以下

図 2-2-57 令和6年度ダイオキシン類調査地点



(3) ダイオキシン類対策特別措置法による工場・事業場の規制

ダイオキシン類対策特別措置法により、ダイオキシン類を発生する施設を特定施設として指定し、排出規制が行われています。

県内の特定施設の設置状況は表 2-2-73 のとおりであり、これらを設置している事業場を対象に立入検査を実施し、監視・指導を行いました。

表 2-2-73 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置状況（令和 7 年 3 月末）

資料：有明海再生・環境課

特 定 施 設 の 区 分		設置基数	立入件数	
大気基準 適用施設	製鋼の用に供する電気炉	1	6	
	アルミニウム合金の製造の用に供する溶解炉	4		
	廃棄物 焼却炉	焼却能力 4t/h 以上		6
		焼却能力 2t/h 以上から 4t/h 未満		7
	焼却能力 2t/h 未満	49		
水質基準 対象施設	廃棄物焼却炉 に係る施設	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	6	0
		灰の貯留施設	1	
	フロン類破壊施設	2		

(4) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条に基づき、特定施設設置者は、毎年 1 回以上、排出ガス又は排出水について自主測定を実施し、県に報告することとされています。

令和 6 年度、排出ガス等のダイオキシン類の自主測定結果について、県内の 50 施設から報告があり、全ての施設で排出基準を下回っていました。

表 2-2-74 特定施設設置者の自主測定結果（令和 6 年度）資料：有明海再生・環境課

区 分		測定報告 施設数	基準超過 施設数	測定値の範囲
大気基準 適用施設	製鋼用電気炉	1	0	0.083 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
	アルミニウム溶解炉	1	0	0.12 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
	廃棄物焼却炉	39	3	0 ~ 41 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
水質基準 対象施設 (注)	-	-	-	-

(注) 水質基準対象施設を設置する事業場で公共用水域に排出する事業場が対象。

## 2 食品中の有害物質や残留農薬の調査の実施

### (1) 農薬安全使用対策

県では、環境の維持保全や消費者の食の安全に対する関心の高まりに対処し、化学合成農薬や化学肥料の使用回数や使用量を低減した農業、いわゆる「環境保全型農業」の取組を推進しています。

このような中、農薬安全使用対策については以下のとおりです。

#### ① 農薬販売業者への立入検査の実施

農薬の不適切な管理等による危・被害を未然に防止するため、令和7年度には40件の農薬販売業者等に対し、農薬の管理状況等についての立入検査を行い、必要に応じて改善事項等の指示を行いました。

#### ② 農薬適正使用の啓発

農薬の適正な管理及び使用の徹底を図るとともに、化学合成農薬の使用を低減した農業技術の普及を推進するため、「佐賀県病虫害総合防除計画」及び「佐賀県施肥・雑草防除のてびき」を策定し、その内容の周知を図るための研修会を開催しました。

また、農薬販売業者、造園業者及びゴルフ場のグリーンキーパー等を対象に、農薬指導士養成研修と認定試験を実施し、令和6年度には新たに14名を農薬指導士として認定しました。

この結果、令和7年3月31日現在で、582名の農薬指導士が認定されており、各組織等における農薬の適正な管理及び使用の指導に取り組んでいただいています。

さらに、6月～8月を「農薬危害防止運動期間」として設定し、行政・団体・農薬販売業者等を対象とした農薬適正使用研修会の開催や、ポスター・パンフレット等の配布等による啓発活動を実施するなどして、農薬による事故等の未然防止、ひいては県民の健康保持と生活環境の保全に努めました。

#### ③ 農作物の残留農薬分析調査の実施

農薬の適正使用を徹底することにより、県産農産物に対する消費者の信頼を確保し、「安全・安心な農産物を供給する産地」として評価を高めるため、平成15年度から県内全域の主要農作物を対象に、農家や直売所から農作物を採取し、その残留農薬を調査する残留農薬分析調査を実施しています。令和6年度は、出荷前の農産物13件について農薬成分の有無を調べたところ、1件から適用外農薬が検出されたため、流通を未然に食い止め、適正使用について指導を行いました。(表2-2-75参照)

表2-2-75 農作物の残留農薬分析調査結果（令和6年度）

資料：農業経営課

作物名	調査件数	分析結果	
		適用外農薬が 検出された件数	適用外農薬が 検出されなかった件数
直売所			
ブロッコリー	2	0	2
しゅんぎく	1	0	1
ほうれんそう	1	1	0
チンゲンサイ	1	0	1
キャベツ	3	0	3
レタス	2	0	2
こまつな	1	0	1
こねぎ	2	0	2
合計	13	1	12

## (2) 食品中の残留農薬等

食品に残留する農薬等（農薬、飼料添加物及び動物用医薬品）については、食品衛生法の改正により、平成18年5月29日からいわゆるポジティブリスト制度が導入されています。この制度では、原則としてすべての農薬等に残留基準が設定されており、その基準を超えて食品中に残留する場合には、その食品の販売等が禁止されています。

食品の安全性を確保するため、県内で流通する農産物について、令和6年度に国産品10種類、55検体の残留農薬等の検査を実施しました。

検査結果については、表2-2-76のとおりでした。

表2-2-76 令和6年度収去検査

資料：生活衛生課

## 残留農薬

品名	国産品	検査項目数 (B)	総検体数 A×B	違反件数
	検体数(A)			
きゅうり	4	92	368	0
たまねぎ	7	91	637	0
トマト	2	87	174	0
なす	10	82	820	0
日本なし	5	89	445	0
ぶどう	5	92	460	0
ほうれんそう	5	90	450	1
かき	3	96	288	0
いちご	4	86	344	0
みかん	10	73	730	0
計	55	878	4716	1